

尾張旭市議会図書室の一般利用に関する要綱

〔平成18年3月31日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市議会議員以外の者が尾張旭市議会図書室(以下「図書室」という。)を利用するにあたり、必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 図書室は、尾張旭市議会議員のほか、議員の調査研究に支障のない範囲で、尾張旭市職員及び一般市民も利用することが出来る。

(利用方法)

第3条 図書室を利用しようとする者は、議会事務局職員(以下「職員」という。)に申し出て、図書室利用簿(第1号様式)に所定の事項を記載の上、職員の指示に従わなければならない。

(利用時間)

第4条 図書室の利用時間は、開庁日の午前10時から午後4時までとする。ただし、本会議及び委員会の開催日並びに議長が特に必要があると認めるときについては、利用することが出来ない。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することが出来る。

(室内閲覧)

第5条 閲覧は、図書室内での閲覧とし、貸し出しは行わない。

(図書の汚損又は破損)

第6条 図書の閲覧にあたり、図書を汚損又は破損した場合は、ただちに職員に届け出なければならない。

(図書の弁償)

第7条 図書の汚損又は破損が、本人の責に帰すべき事由により生じたものであるときは、代本または相当対価を弁償しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、図書室の運営に関し、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

